神戸市公告第 1398 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第15条第3項の規定に基づき,市営桜の宮住宅建替事業(2期)を実施する民間事業者の選定について,総合評価一般競争入札により落札者を決定したので,次のとおり公告します。なお,当該契約は,地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約です。

平成 31 年 3 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 市営桜の宮住宅建替事業(2期) 鉄筋コンクリート造5・8~10 階建て8棟 建替住宅800 戸及び付帯施設並びに公共施設等の整備 既存市営住宅1,659 戸の解体撤去
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地神戸市住宅都市局住宅部住宅整備課神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 代表企業 株式会社長谷エコーポレーション関西 大阪市中央区平野町1丁目5番7号
 - (2) 構成員 株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店, 株式会社長谷エコーポレーション大阪エンジニアリング事業部, 株式会社カノンアソシエイツ, パナソニックホームズ株式会社, 積水ハウス株式会社神戸支店, 株式会社北神地域振興及び高山興産株式会社
- 5 落札金額

17,658,430,920 円

- 6 契約の相手方を選定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 神戸市契約規則第 27 条の 5 第 1 項において読み替える規則第 4 条の規定による公告を行った日 平成 30 年 4 月 27 日
- 8 事業方式及び事業期間

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業者が、事業用地内に存在する既存住宅等をすべて解体撤去し、新たに建替住宅等の設計・建設等を行い、市に所有権を移転するBT (Build - Transfer) 方式とする。

また、本事業の事業期間は、平成31年4月頃から平成37年12月頃までの6年9カ月間とする。

9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業契約終了に際しての措置)

- 第84条 構成企業は、事由の如何を問わず、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、契約終了の対象となる事業用地又は本施設内(構成企業のために設けられた控室等を含む。)に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の措置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当な期間内に前項の物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し出ることができない。また、市が当該処置に要した費用を構成企業は負担する。
- 3 構成企業は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに、市に対し、市が、本施設を維持管理及び運営し入居者移転支援業務を継続遂行及び完了するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。